

木造公共建築物の整備に係る設計や仕様等における JAS製品の取扱いに係る調査結果

1. 調査の目的

木造施設の整備に係るJAS製品の取扱いにつきましては、国においては、官庁営繕を担当する国土交通省が「木造計画・設計基準」や「公共建築木造工事標準仕様書」を定め、この中でJAS製品の取扱いについて規定しているところです。

一方、都道府県による木造施設の整備におけるJAS製品の取扱いについては、全国的な状況が把握できていないことから、本調査を行ったものです。

2. 調査の方法

令和7年1月に、林野庁から各都道府県の木材関係担当者に、都道府県の発注する建築物の計画・設計基準や標準仕様等のうち、木造建築物の構造に使用するJAS製品の取扱いが規定されているものについて、調査を依頼しました。全ての都道府県から回答があり、林野庁において取りまとめを行いました。

3. 調査の結果

47 都道府県のうち、木造建築物の構造に用いる材料を原則としてJASに適合するものとしている都道府県は 26 府県 (55%)でした。

岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、千葉県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、島根県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県

一方、木造建築物の構造に用いる材料を原則としてJASに適合するものと特に規定していないのは 21 都道県 (45%)でした。

北海道、青森県、宮城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、岐阜県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、愛媛県、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(以上)

○木造公共建築物の整備に係る設計や仕様等におけるJAS製品の取扱いに係る調査について

令和7年3月現在

都道府県		構造に用いる材料 を原則としてJAS に適合との規定	概要等
1	北海道	規定なし	
2	青森	規定なし	
3	岩手	規定あり	建築設計業務特記仕様書において、「木造計画・設計基準」を適用
4	宮城	規定なし	
5	秋田	規定あり	「秋田県における公共建築物整備の手引き」において、国土交通省大臣官房官庁営繕部等に準拠
6	山形	規定あり	「山形県建築工事県産木材利活用指針」において、「使用木材の品質は原則としてJAS基準」
7	福島	規定あり	建築関係工事共通仕様書において、木材はJAS、JISによる
8	茨城	規定あり	設計業務特記仕様書において、「木造計画・設計基準」を適用
9	栃木	規定なし	
10	群馬	規定あり	建築設計業務委託特記仕様書において、「木造計画・設計基準」を適用
11	埼玉	規定なし	
12	千葉	規定あり	千葉県公共建築設計業務委託特記仕様書において、「木造計画・設計基準」を適用
13	東京	規定なし	
14	神奈川	規定なし	
15	新潟	規定なし	
16	富山	規定なし	
17	石川	規定あり	「石川県設計及び解析業務委託共通仕様書」において、「材料、製品は原則としてJIS、JASの規格品及びこれと同等品以上」
18	福井	規定あり	「県産材利用拡大行動計画」において、「利用する材料については、積極的にJAS製品もしくは品質・性能等がJAS相当品として認められる物を原則利用」
19	山梨	規定あり	山梨県県土整備部営繕課設計業務委託特記仕様書において、「木造計画・設計基準」を適用
20	長野	規定あり	特記仕様書において、「木造計画・設計基準」を適用
21	岐阜	規定なし	
22	静岡	規定あり	「木造計画・設計基準」を使用
23	愛知	規定あり	設計業務委託特記仕様書において、「木造計画・設計基準」を適用
24	三重	規定あり	「木造計画・設計基準」を使用
25	滋賀	規定あり	構造特記仕様書において、「公共建築木造工事標準仕様書」を適用
26	京都	規定あり	「木造計画・設計基準」を使用
27	大阪	規定あり	大阪府木造工事特記仕様書及び使用材料表において、使用材料は原則としてJIS規格品、JAS規格品、大臣認定品及び同等品以上
28	兵庫	規定なし	
29	奈良	規定なし	
30	和歌山	規定なし	
31	鳥取	規定なし	
32	島根	規定あり	「木造建築物における構造材の設計上の取扱基準」において、構造材として使用する製材はJASに適合(例外あり)
33	岡山	規定なし	
34	広島	規定あり	建築設計業務委託特記仕様書において、「木造計画・設計基準」を適用
35	山口	規定あり	木造工事特記仕様書において、木構造部材はJASに適合
36	徳島	規定なし	
37	香川	規定あり	「木造計画・設計基準」を使用
38	愛媛	規定なし	
39	高知	規定なし	
40	福岡	規定あり	「木造計画・設計基準」を使用
41	佐賀	規定あり	「木造計画・設計基準」を使用
42	長崎	規定あり	長崎県建築設計業務委託特記仕様書において、「木造計画・設計基準」を適用
43	熊本	規定あり	熊本県木造工事特記仕様書において、構造用製材は製材の日本農林規格に準拠
44	大分	規定あり	特記仕様書において、「公共建築工事標準仕様書」を準用
45	宮崎	規定なし	
46	鹿児島	規定なし	
47	沖縄	規定なし	

※ 国土交通省が官庁施設の営繕を実施するための基準として制定した「木造計画・設計基準」において、構造耐力上主要な部分に用いる材料は、原則として、JASに適合するもの又は国土交通大臣の指定を受けたもの、とされている。